

正しい遺言書の作り方 市民公開講座のご案内

相続争いの未然防止などのため、遺言の必要性を感じてはいるが、遺言書作成の決まりごとや実際の作り方はわからないという人のための、遺言書作成講座と遺言や相続に関する無料相談会を開催します。事前申し込みなどは不要です。どなたでもお気軽にご参加ください。

- 日時 2月15日(土)
受付：午後1時
開講：午後1時30分
- 場所 水俣市総合もやい直しセンターもやい館ホール
- 対象者 中学生以上20人程度
- 内容 ・公正証書遺言をつくるつ ・自筆証書遺言の書き方講座など

つなぎ舞鶴太鼓 25周年記念公演開催

- つなぎ舞鶴太鼓の結成25周年を記念して『町制施行50周年記念事業つなぎ舞鶴太鼓25周年記念公演』を開催します。最初から最後まで見どころある公演をぜひお楽しみください。
- 日時 3月1日(土) 午後2時
 - 場所 つなぎ文化センター
 - 出演団体 つなぎ舞鶴太鼓・雅龍會(秀岳館高校雅太鼓OB)・桜舞會(YO SAKOI)・若本 祐子(合唱団みなまた)
 - 入場料 1000円
 - ▽当日券 1500円
 - ※未就学児無料
 - チケット販売所 つなぎ文化センター
 - 問い合わせ つなぎ舞鶴太鼓代表・倉本 78-3112(内221)

みなまたあしきた海老 いろ色フェア開催!

水俣・芦北地域では地域の20店舗が参加する「みなまたあしきた海老いろ色フェア」が開催されま

問い合わせ先

- 津奈木町役場
総務課 ☎78-3111
交通・災害、人事、有線放送 etc.
振興課 ☎78-3112
農業振興、住宅・水道、建設 etc.
住民課 ☎78-3113
住民票、ごみ、保険、住民税 etc.
教育委員会 ☎78-5400
学校教育、生涯学習、体育施設 etc.
- 社会福祉協議会 ☎61-2940
- ごみ処理場 ☎78-2584

万一に備えてスポーツ 安全保険への加入を

平成26年度のスポーツ安全保険の加入を3月から受け付けます。万一のけがや賠償責任に備えて加入しましょう。

- 対象 5人以上で活動を行なう団体
- 補償内容 団体の活動中や団体活動への往復中の事故を補償します(傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険など)。
- 掛け金 中学生以下は年額800円から。高校生以上は活動内容によって金額が異なります。詳しくは、

駅カフェでゆつくり 過ごしてみませんか?

津奈木駅舎とホームをカフェとして開放します。焼菓子やいきなり団子などの美味しいグルメやイベントをご用意していますので、友人や家族みんなでお越しください。

- 日時 2月8日(土)
午前10時〜午後3時(雨天決行)
- 場所 肥薩おれんじ鉄道「津奈木駅」

- ※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- 開催イベント
- ▽駅周辺施設スタンプラリー
- 津奈木駅「つなぎ温泉」四季彩

町内施設案内

- つなぎ温泉四季彩 ☎78-4126
営業/10:00~21:00
休業日/第1水曜、12/31~1/1
- 物産館グリーンゲイト ☎78-2000
営業/9:00~18:00
休業日/第1水曜、12/31~1/2

家菜つなぎ隊員を 募集します!

本町では、家庭菜園で野菜づくりを行う人たちが集まり、家菜つなぎ隊として活動しています。隊員には簡易ハウスの補助や、栽培資材・種苗などの提供を行っています。

- 活動内容 ・月に1回の野菜栽培講習会 ・朝市での販売など
- 問い合わせ 振興課自立振興班 ☎78-3112(内226)

第2回薩摩街道歴史ふ れあいウォーク開催

江戸時代から肥後と薩摩の人物、文化を運び、豊臣秀吉、天璋院篤姫なども通ったという薩摩街道。偉人達が残した足跡をたどりながら、地域の歴史や魅力を感じてください。薩摩街道案内人による歴史ウォークも楽しみの一つです。

- 日時 3月9日(日) 午前9時
- ※受付は午前8時から。
- コース

- つなぎ文化センター〜エコーパーク水俣(約12キロ・約3時間30分)
- 参加料 1500円(小学生以下1000円)
- 申込方法

振り込め詐欺が 発生しています

水俣警察署管内で、振り込め詐欺の被害が発生しています。左記の項目に該当したら振り込め詐欺などの可能性があります。すぐに水俣警察署へ相談してください。

- ▽知らない人から「会社のパンフレットが届いていますか」と電話がかかってきた。
- ▽全く知らない会社のパンフレットが送られてきた。
- ▽「名義貸しをした者が逮捕され、あなたも責任がある。お金を出してほしい」と電話がかかってきた。
- ▽ゆうパック、レターパック、宅配便で現金を送金するように言われている。
- 問い合わせ 水俣警察署生活安全係 ☎62-0110(内311)

消費税法改正 のお知らせ

消費税(地方消費税含む)の税率が平成26年4月1日から8%になります。平成26年4月1日以降に行われる取り引きであっても経過措置により旧税率が適用される場合があります。平成26年4月1日を含む課税期間の消費税および地方消費税の確定申告を作成するためには帳簿などにおいて、課税取引を適用税率ごとに区分しておく必要があります。詳しくは、

- 国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。
- 問い合わせ 住民課税務班 ☎78-3113(内123)